（各地方公共団体に交付すべき自動車税減収補塡特例交付金の算定方法）

第四条の二　［略］

2　法第三条の二第二項の規定によって各都道府県に対して交付すべき自動車税減収補塡特例交付金の額は、次の算式によって算定した額（次項各号において「各都道府県按分額」という。）から同項の規定により算定した当該都道府県の区域内の各市町村に対して交付すべき自動車税減収補塡特例交付金の額の合計額を控除した額とする。

算式

Ａ×0.6729094

［略］

3　法第三条の二第三項の規定によって各市町村に対して交付すべき自動車税減収補塡特例交付金の額は、当該市町村に係る第一号に掲げる額（指定市（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第三項に規定する指定市をいう。以下この項において同じ。）にあっては、当該額に当該指定市に係る第二号に掲げる額を加算した額）とする。

一　次の算式ア及び算式イによって算定した額を合算して得た法第三条の二第三項第一号の規定による額。ただし、算式ア及び算式イによって算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

算式ア

Ａ×0.95×0.47×0.5×Ｂ／Ｃ

算式アの符号

［略］

Ｂ　当該年度の環境性能割交付金（地方税法第177条の６の規定により市町村に対し交付するものとされる環境性能割に係る交付金をいう。以下この号及び次号において同じ。）の算定に用いる当該市町村が管理する市町村道（同条第１項に規定する市町村道をいう。以下この号において同じ。）の延長として総務大臣が調査した数

［略］

［略］

［一　略］

4　法第三条の二第二項の場合において、令和元年度から令和三年度までの各年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき自動車税減収補塡特例交付金の総額と各都道府県について第二項の算式によって算定した各都道府県按分額の合計額との間に差額があるときは、その差額を同項の算式によって算定した各都道府県按分額の最も大きい都道府県の各都道府県按分額に加算し、又はこれから減額する。

（各市町村に交付すべき軽自動車税減収補塡特例交付金の算定方法）

第四条の三　法第三条の三第二項の総務省令で定める各市町村の軽自動車税減収見込額は、次の算式によって算定した額（次項において「軽自動車税減収見込額」という。）とする。

算式

Ａ×Ｂ／Ｃ

（各地方公共団体に交付すべき自動車税減収補塡特例交付金の算定方法）

第四条の二　［同上］

2　法第三条の二第二項の規定によって各都道府県に対して交付すべき自動車税減収補塡特例交付金の額は、次の算式によって算定した額（次項各号において「各都道府県按分額」という。）から同項の規定により算定した当該都道府県の区域内の各市町村に対して交付すべき自動車税減収補塡特例交付金の額の合計額を控除した額とする。

算式

Ａ×1.9146485

［同左］

3　法第三条の二第三項の規定によって各市町村に対して交付すべき自動車税減収補塡特例交付金の額は、当該市町村に係る第一号に掲げる額（指定市（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第三項に規定する指定市をいう。以下この項において同じ。）にあっては、当該額に当該指定市に係る第二号に掲げる額を加算した額）とする。

一　次の算式ア及び算式イによって算定した額を合算して得た法第三条の二第三項第一号の規定による額。ただし、算式ア及び算式イによって算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

算式ア

Ａ×0.95×0.47×0.5×Ｂ／Ｃ

算式アの符号

［同左］

Ｂ　当該年度の環境性能割交付金（地方税法第177条の６の規定により市町村に対し交付するものとされる同法第145条第１項に規定する環境性能割に係る交付金をいう。以下この号及び次号において同じ。）の算定に用いる当該市町村が管理する市町村道（地方税法第177条の６第１項に規定する市町村道をいう。以下この号において同じ。）の延長として総務大臣が調査した数

［同左］

［同左］

［一　同上］

4　法第三条の二第二項の場合において、令和元年度及び令和二年度の各年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき自動車税減収補塡特例交付金の総額と各都道府県について第二項の算式によって算定した各都道府県按分額の合計額との間に差額があるときは、その差額を第二項の算式によって算定した各都道府県按分額の最も大きい都道府県の各都道府県按分額に加算し、又はこれから減額する。

（各市町村に交付すべき軽自動車税減収補塡特例交付金の算定方法）

第四条の三　法第三条の三第二項の総務省令で定める各市町村の軽自動車税減収見込額は、次の算式によって算定した額（次項において「軽自動車税減収見込額」という。）とする。

算式

Ａ×Ｂ／Ｃ